

史料紹介

# 本所所蔵『津守氏昭記』(下)

末柄豊

前号に引続いて、東京大学史料編纂所所蔵『津守氏昭記』(架番号T73/196)を翻刻して紹介する。前号に解題を付したが、その後、重要な関連史料である東京大学総合図書館所蔵『住吉雑々記・国順御神拝始之記』(請求番号C20/147)を見落していたことに気づいたので、同書について若干の説明を加えておきたい。

『国書総目録』による限り、『住吉雑々記』・『国順御神拝始之記』は、ともに孤本のようなものである。まず、その書誌を記そう。

『住吉雑々記・国順御神拝始之記』文化十三年(一八一六)写一冊

〔装丁〕袋綴〔法量〕縦三三・五cm、横二三・二cm〔紙数〕五三丁

〔表紙〕洋装厚紙後補表紙、薄茶色原表紙〔外題〕原表紙左肩題簽

〔住吉雑々記〕国順御神拝始之記〔見返〕共紙〔内題〕1丁表初行

〔雑々記〕、25丁表左肩「国順御神拝始之記」、47丁表中央「雑記」、51

丁表初行「覚」〔奥書〕24丁裏「右一冊、以住吉社務津守三位国礼／

所蔵之本写之、／文化十三年丙子歳四月 檢校保己一」、53丁表「右

一冊、以住吉社務津守三位国礼所蔵之本写了、／文化十三年四月日

檢校保己一」〔印記〕見返に単郭方形朱印「東京帝国大学図書印」、1

丁表右下に複郭長方朱印「温故堂文庫」・同「和学講談所」・単郭長方

朱印「陽春廬記」、1丁表右上に飾郭方形朱印「南葵文庫」

蔵書印からわかるように、本書は、関東大震災後に旧紀州藩主徳川家の

当主徳川頼倫から東京帝国大学付属図書館に寄贈された南葵文庫本の一冊<sup>①</sup>で、同文庫本に多く含まれる陽春廬<sup>やうしんろ</sup>こと小中村清矩の旧蔵本である。清矩の所持する以前は和学講談所の蔵書で、奥書から住吉社務津守国礼(一七七三〜一八四六)の蔵本を写したものであったことが知られる。

内容は、内題に見るとおり四つの書からなり、(1)「雑々記」は『津守氏昭記』の記主青蓮寺氏昭の手になる纂録、(2)「国順御神拝始之記」は享祿四年(一五三一)六月二十八日、住吉社権神主津守国順の神拝についての記録、(3)「雑記」は慶長十一年(一六〇六)から翌年にかけての住吉社造営についての記録で、『住吉松葉大記』二十一造営部所載『慶長十一年津守家盛記』にほぼ同じ<sup>②</sup>、(4)「覚」は慶長十五年四月、住吉社神人の訴訟に関する記録である。奥書が二箇所に見えており、(1)と(2)と(4)との二つ部分に分けることができる。これは外題に対応すると同時に、親本の存在形態に由来するものと思われる。蔵書印は1丁表にのみ押されており、塙家において両書が書写された直後に合綴されて現状の一冊になったと考えられる。また、外題の『住吉雑々記』は、内題「雑々記」にもとづき、塙家において名付けられたのであろう。

本書で最も注目されるのは(1)「雑々記」である。同記は一ツ書によって区分され、以下十三の部分からなっている。

① (1丁表〜11丁裏) 御神拝方事。文明五年(一四七三)十二月十八

- 日、津守国則の神拝について。氏昭は親昵役を勤める。旧記に載せる次第や文安四年（一四四七）津守国昭の神拝時の関係文書等を引載。
- ②（12丁裏～15丁裏）御元服事。文明九年十二月十九日、津守国則の元服について。氏昭が理髪役を勤める。
- ③（16丁表）長祿元年（一四五七）、氏昭の元服・大膳亮補任について。

- ④（16丁表）文明四年正月八日、氏昭の安房大夫補任について。
- ⑤（16丁裏）文明四年六月二十八日、氏昭の造宮所補任について。
- ⑥（17丁表）文明五年十二月、氏昭の安房守補任について。
- ⑦（17丁裏～18丁表）文明十五年十二月十一日、氏昭息則氏の元服について。

- ⑧（19丁表）植木昭長の元服について。氏昭が加冠役を勤める。
- ⑨（19丁表）坂井忠相の元服について。氏昭が加冠役を勤める。
- ⑩（19丁表）菊園則久の元服について。氏昭が加冠役を勤める。
- ⑪（19丁裏～20丁表）文明十六年～十九年の荒和御被神事の代官について。氏昭が十六・十八両年の代官を勤める。
- ⑫（20丁表～21丁表）文明十九年七月七日、御供および虫払について。氏昭が代官を勤める。

- ⑬（21丁裏～24丁表）永享十三年（一四四一）正月一日～七日、青蓮寺清氏（氏昭の父）の代官勤仕時の日記。

おおづかみに見れば本記は、①②氏昭の関与した社務津守家の儀礼、③氏昭本人と子息則氏の元服儀礼および官職補任、⑧～⑩氏昭が加冠役を勤めた社司の元服儀礼、⑪～⑬氏昭と父清氏の神事における代官勤仕、以上四つのまとまりからなっているといえることができる。ほとんどの記事に氏昭が「予」として登場し、⑬が父清氏の日記であるほかは余人の手になる記録は見出せない。つまり本記は、氏昭がしたためた複数の記録を部

類したものだということになる。そして①において、編輯時に附加されたと思しき傍書のなかに、「惣官殿国昭御神拝ナリ」・「是ハ権官殿国則御神拝ノ事也」とあり、津守国昭が神主、同国則が権神主であった時期にまとめられたと考えられる。つまり、国昭が出家して退龍院殿と呼ばれるようになり、国則が権神主から神主に転じた長享二年（一四八八）以前に編輯したものだということである。そしてこの推定は、記事の下限が文明十九年（七月二十日に長享と改元）であることと整合的である。

『津守氏昭記』冒頭部を勘案すれば、神主・権神主の服仮に起因する長期に渉る代官勤仕が、氏昭の日記を執筆する契機であったことは間違いない。そして氏昭が代官を勤めるべき「氏ノ一臈」になったのは文明十八年のことで、同年以前に継続的に日記を記していたとは思われない。したがって、ここに収められた氏昭の記録は、当該儀式ごとに作成した別記のごときものであったとみられる。

このように「住吉雑々記・国順御神拝始之記」に収められた「雑々記」は、『津守氏昭記』に先行する氏昭自身の記録を類別編輯したものであり、『津守氏昭記』を理解するために不可欠な史料なのである。「国順御神拝始之記」以下とあわせ、<sup>4)</sup>いずれ機会があれば翻刻して紹介したいと思う。

〔註〕

- (1) 南葵文庫の概要については、黒田日出男「南葵文庫の江戸幕府図絵」一『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』一号、一九九八年）を参照。なお、『南葵文庫蔵書目録』（南葵文庫、一九〇八年）には、「国順御神拝始之記」が一八九頁に、「住吉雑々記」が一九六頁に掲載されており、架蔵番号はともにA10/7/17である。

- (2) 「雑記」と『住吉松葉大記』（皇学館大学出版部、一九八四年、初刊は一九三四年）二十一造営部所載『慶長十一年津守家盛記』（七三七～七四〇頁）とを

比較すると、字句の相違が少なくない。例えば前者が「秀頼様」と記すのに対し、後者は「豊臣秀頼公」と記すが如きである。「雑記」の扉(47丁)に「下書／可清書」と載せることを考えれば、『慶長十一年津守家盛記』は「雑記」を後年清書したものであった可能性が高い。

(3) 前号に付した解題との関係でいえば、氏昭自身の経歴について附加すべきところが多くあり、略系図に破線で示した安養寺・菊園・植木の三家の継承について修正の必要がある。

(4) (2)「国順御神拝始之記」の記主について確証はないが、親昵役をつとめた青蓮寺賢氏(氏昭の孫)であった可能性が高い。また、(3)「雑記」は青蓮寺家盛(賢氏の孫)の手になる記録である。とすれば、文化十三年(一八一六)当時、住吉社神主津守国礼が所蔵していた『住吉雑々記』・『国順御神拝始之記』の両書は、元来青蓮寺家に伝わっていた可能性が高い。前号に載せた解題で想定したように、青蓮寺家の蔵書は江戸前期に散逸したと思われ、その一部が神主家の手許に残されたということはある得ないことではない。

〔釈文(承前)〕

十一月

一日、乙、看経如例、今晚自政所小楹一・炭一籠進、戌刻御供柏備進、先権少祝御座ヲ申、是案内也、自神館殿小文豊二帖出也、下客殿敷之、西横座惣官殿御座、北座権官殿御座、是ニテ参候、東帯、神官天平瓮浪造合、大海社司雅楽之助忠行運参曲事、仍以権少祝權禰宜方へ申、遅々之間、權禰宜明宗手水・手巾役之、次冠ノ木綿并木綿斗椽等役之、其後立座、前行神人二人取松明、氏人土佐大夫昭広・大膳亮則氏連参、予舞台ノ北権官殿御立ノ在所ニ立、北昭広・南則氏等、神官一切経会殿上ウノ西、南上、所司祝南ノ門下立、御供神宝所等奉昇、所司前申、御供昇調而後、権少祝案内ノ気色之時、各参御前、神官・勘定司等前へ行、予庭上

南ノ筵ニ着座、是権官殿御座ナリ北筵三敷円座、是惣官殿御座也、此ウシロニ敷繩筵、氏人ノ座、御供備進之後、権少祝御幣ヲ持参、予幣ヲ取、正禰宜祝言、一声ノ後奉幣、四度、則権少祝ニ返給授、禰宜祝言、事畢テ各退下、権少祝閉御戸後、予カ前ニ蹲踞ノ時立座、第二・第三・第四御供并奉幣以下同前、四神殿御供畢テ予立座、自着座之所用大海社司参テ、冠ノ木綿并木綿タスキ等取之、其後経三四ノ神殿ノ交、自南ノ脇門掃神館殿、火トモシノ神人二人神館殿ニテ参了、(舟波御)明衣ノ布余三、根本小野原庄役敷、依之近年無之、今夜も木綿タスキ等ハカリナリ、

二日、丙、看経如例、辰時御酒開、侍者御前ノ御供備進、神館北ノ格子上、中ノ間ノ豊取之、開御戸、予北権官殿ノ御座ニ着、南昭広・則氏等着座、御酒壺自神人手権少祝請取テ、置下客殿東ノ間、敷薦、祝言、御供進畢テ、自侍立御前神官等退出後立座、着庭扠座、兼敷繩筵、東上北面、権少祝机上环ニ入神酒、禰宜参御壺ノ前、申再拜時、面々坏取テ置机下、次神酒一献、次甘葉ノ手水、御殿廻、

戌刻御庭ニ出、北権官殿御座着、予、東帯、昭広、布衣、則氏、同、手巾・大海社司忠行役之、至氏人、予カ冠ノ木綿并木綿タスキ等、忠行役之、火トモシノ神人二人前へ行、御供之式如昨夜、入南ノ中門時笛吹之、今夜ノ奉幣ハ、先規式ハ在庁奉幣也、近代無此儀、仍スクニ授、禰宜祝言、二三四ノ御供畢テ、予着座ノ南、用床子、大海社司雅楽之助忠行、予カ冠ノ木綿并木綿タスキ取之、経三四ノ御殿ノ間、自南ノ中門御前、予北、用床子、氏人御前、各吹笛東遊、掃神館殿、火トモシノ神人二人参、元ハ東遊ノ後上客殿恩食アルナリ、近代無、仍直神館殿ニ参、亥時御神楽、先吹物ヲ吹、是案内、自神館参、布衣、召前行ノ神人、火トモシノ二人参、御前南横座、権官殿御座ニ予着ク、御神楽始之、人長和泉房継依指合、舍弟伊与房玄任之、伶人住造衆計ナル間、無人数、

大概勤仕計ナリ、中位〔臣〕以後レシトウ、先神官、法印〔衣〕・昭広・則氏・大海社司忠行舞了、御神楽、事畢テ巫女舞在之、事畢テ直庭〔立庭〕、帰神館殿、前行ノ火トモシニ人マイル、

一 去月廿日比、房継カ三男於和泉国町方カ館被打了、依之和泉守カ子供悉指合云々、

三日、〔丁〕看経如例、自今晚政所方小楯卷出納持参、炭ハ塚へ取ニ遣ス処、小者不取来之間、佗言ノ由出納申、曲事ノ申事ナリトイヘトモ、不及是非打置テ〔了〕、近比フシキナルハタラキナリ、昔ハ今日酉刻後宴、饗膳経営ナリ、今ハ左様之儀モナシ、神館殿ノ徒然無極、

神官御参籠ノ時ハ、毎度今日歌ノ読在之、当年ハ依指合御出仕ナキ上者、歌等ノ事不及沙汰、ものさひしき参籠也、

今夜ウチノ神楽ニ出仕、予〔布衣〕、北権官殿御座着、南一藪座昭広、〔布衣〕、北ノ東則氏〔布衣〕、着座、中臣・レシトウ〔臣〕、御神楽ノ次第如昨夜、事畢立座畢、

四日、〔戊〕看経如例、辰刻〔衣冠〕、神人申案内、経神館殿差上御厨、南〔クサシ〕、北〔也〕、惣官殿御庭、東西向、権官殿御座、是ニ而着座、西〔東向〕、神官座、膳共兼テ居置、北ノ空ノ棚ニ卅四神ノ御供進、向其御前、正禰宜明賢散供祝

言、其後一献、御杓権少祝ノ一藪、次進赤鉢、正禰宜明賢御杓〔神〕ニ参、任例時ノ一藪土佐大夫昭広、権少祝ノ一藪ヲ以ヨシ申、則御厨〔江〕被参、西ニ着座、肴惣官殿ノ御肴ヲ氏ノ一藪ニ居申、毎年ニハ氏一藪被参

時ハ、権官殿ノ肴ヲ居申、ナントモ当年ハ、権官殿ノ御肴ハ、予カ前ニアル間、惣官殿ノ御肴ヲ居申由、明賢故実可然事也、明賢御杓ニテ勸盃

ノ間、于外数盃、明賢申御前ノ役之事、可為如何由之事被申間、予答云、菊園出雲守仲久并慈父安房守清氏御代官之時モ、於御厨モ御前役在

之例、旧例慥ナリ、亦清氏御代官ノ時、御前役申留例モアリ、惣別諸神事御前役ノ事、大略無之、尤ノ間先今日ノ事可略之由申、兎モ角モ、任

申旨可応其命由、明賢被申、清氏記録ニモ、アル時モアリ、ナキ時モアリト見ヘタリ、御厨ノ御酒以後、御庭へ参、御座ノ疊ニ帖御座へ渡ス、則敷之、北権官殿御座ニ予着ク、自御厨肴共進御座、侍者御前〔江〕自下客殿御供櫃奉拜、神館殿北格子兼而上之、散供ヲ進、面々ノ前ノ坏酒入之、祝言ノ時取下之、次御酒一献、神官ノ末ニ人御座東ノハシへ参テ御

供分配、則若神人トモ自下客殿直ニ殿中へ持参、此内権官殿御分御供半分御代官得分、予カ私宅へ神人兩人持来、御供分配以後、北ノ格子ヲロス、后〔也〕顛進之、二献以後敷、進赤鉢、権禰宜明宗御杓ニ参、数盃、御前ノ役略之、立庭〔也〕、御殿廻、自神宮寺経一神殿御後、自南門〔酒三献之後撤盃也〕舞台ノ東ヲ経テ退出、

一 油事毎夜三合宛、任旧記、南神館殿分毎夜一合宛、油ノ納所ト覚悟ノ番ト、月ノ末・月ノ始、各別ナル間、切符〔別〕可被成敷之由、秀貞逸言之間、其分ニ調畢、

油納所 御判  
可被下行神館殿御差油事  
合六合者、〔自十月廿九日 至同晦日〕  
延徳元年十月日 惟理

油納所 御判  
可被下行南神館殿御差油事  
合式合、〔自十月廿九日 至同晦日〕  
延徳元年十月日 惟理

油納所 御判  
可被下行神館殿御差油事  
可被下行神館殿御差油事  
御判

油納所 御判  
可被下行南神館殿御差油事  
合式合、〔自十月廿九日 至同晦日〕  
延徳元年十月日 惟理

油納所 御判  
可被下行神館殿御差油事  
御判

油納所 御判  
可被下行南神館殿御差油事  
合式合、〔自十月廿九日 至同晦日〕  
延徳元年十月日 惟理

油納所 御判  
可被下行神館殿御差油事  
御判

油納所 御判  
可被下行南神館殿御差油事  
合式合、〔自十月廿九日 至同晦日〕  
延徳元年十月日 惟理

合九合、自十一月一日至同三日

延徳元年十一月日

福阿

油納所 御判

可被下行南神館殿御差油事

合三合、自十一月一日至同三日

延徳元年十一月日

福阿

月ノ末分ハ、隼人佐惟継ヨリ納之、月ノ初分ハ、家司是信ヨリ納之、

一依羅社供菜ハ、当月十三日歟ニ来ル、所謂霜月也五日ヲ用歟、仍十三日卯

後ノ卯日御供備進歟、送物ハ如先例、米彼在所ノニ一斗歟、料足五十文

持来、嶋物等八九種進之、或九種・十種・十一種ナト、依時ニナニテ

モ取合進之、使ニ四文下行、

六日、庚申看経如例、今日氏神祭如例、地下人等経営歟、氏神祭ニハ先

規モ御代官無之、仍不及沙汰、

十日、甲子今日不寄思、河内国勝軍寺大徳院ノライノ児、号松寿丸、是

吉丸也、今日カミヲハヤシタク申ナリ、大膳亮則氏可憑入由被申、他所

ノ人タル間、憚ノ由再三辞退トイヘトモ、既教春喝食師弟ノ上ハ、帰心

アルヘキニアラサルヨシ、大徳院類ニ被申間、今夜是ノ亭於六間、則氏

カミヲハヤシ祝言事畢、近比不寄思、雖然子孫繁昌ニアヤカリタクヨシ

所望ノ上ハ大慶、

大樽一荷・両種・金覆輪・折紙二百疋持參、則三献、大膳亮持太刀重宝也

出之、乍煩目出、大慶之由大徳院被申、中間共ニモ酒直被出之云々、又

彼方ノ中間等ニモ酒直出之、

十一日、乙丑看経如例、西下山門ヨリ慶円房快良下向、幸千代今月朔日

得度、同六日ヨリ入堂始之云々、名ハ少納言公、実名ハ昭成ト被付、此

昭ノ字ノ事、津守國昭退龍院殿御字也、如何ノ由申処、更不苦、結句於身目出由

ヲ書在之、大慶々々、

猶々洛々御樽等被持候ニ、坊中便宜之衆計ニ而得度成申候へハ、

聊爾ニ存候間、慶円房如被御覽候、一谷を申、衆悦此事情、

幸千代殿得度事、兼而可為八日前日之由、内々被申之候、当月二日ハ

例日、三日ハ谷講、四日当坊会合、五日例日、六日・七日兼而より余

所之得度ニ被定之間、当月朔日得度成申、殊朔日ハ卯日、旁々為主御

吉日ニ而候間、可然存候て如此、千秋万歳目出候、御名ハ、代々之御

儀候を以、小納言実名昭成ト申定候、入堂ハ六日より御初之、仍慶円

房今しはらくも可有御逗留之由雖被申、御用共之由にて御急候間、非

本意候、如何様明春ハ新発意房同道申候て罷下、旁々御礼可申入候、

返々種々御煩中々難申述候、委細慶円房可為御披露候、恐惶謹言、

十一月十日

青蓮寺殿御宿所

無勤寺玉泉、実成在判

世間事外寒候、脚氣之養生可為肝要候、拙者たきへ可上あらま

しにてこそ候へ、

幸千代殿去朔日得度之由、自彼方書状披見、目出候、定而学文事、坊

主一段可被入魂候、本望此事情、次実名昭成之由候事、目出候、拙者

も出家之事、俗之時こそ候へ、其上幸千代殿も出家被成候、旁可然

候、結句御身目出候、かしこ、

十一月十二日

安房守殿

津守國昭、宗州

十四日、丙辰看経如例、自吉井庄五郎衛門上、代表貫文上、以前詔狸数

四持来、此内二ハ退龍院殿進、二ハ子共兼ニ遣之、同時自吉井迎ノ人夫

上、以前詔ノ杉原三束持參、杉原三平ヨリ、

一自関所藤三郎跡掃參、料足式貫文持来也、九日五貫文、彼是七貫文也、

是ハ十月公用分也、仍奉行得分百疋有之、使給十疋給由申、塩五斗ハ未上、しさせんも未上、旁曲事ナル間、使三人差下了、

十八日、幣嶋ノ関所ヨリ御使神人并法円參テ注進、住吉ノ御関自京都被申下、アル間被押由申、子細何事ソヤ、今度山内中道場ノ公事ニヨンテ、中嶋神三ヶ所年貢等、自右馬頭殿被押、此関ニ其心歎、殊ニ此関ノ事ハ、造宮関ノ上者、就任事可被押事一向無謂、言語同断之次第也、追而可申沙汰由申了、先法円ヲ返了、

十九日、退龍院殿新ノ御寺へ御シ間、(津守國則)密々ノ儀ヲ以御上、其外大方殿・西殿方丈・西向殿・御坊(藤原)・太梅庵ノ宗可、堅々薪ハ上給、今夜ハカタ野ニ一宿取ヘキ由人々申、就之今夜一首コレヲツラス、御かりにはあらぬかりねのさむき夜にかた野のま柴おりやしきけむ

この短冊後日ニ御坊へ進之、退龍院殿・同祠官ハ、自薪御寺直ニ奈良へ廿四日ニ御立ノ由ナリ、若宮ノ会御見物ノタメナリ、残ノ御衆ハ、皆々廿三日雨下ニ当所へ御帰、

十二月大甲一日、看経如例、天晴、辰刻自奈良退龍院殿并(津守國則)祠官御下向、路路無為無事、大慶々々、

ひのえ山新発意少納言公昭成ノ方へ人ヲ上ル次、短冊ノカタワキニ書付テ遣之、

いかに山の雪めつらしき、さむくも御入候わん、合推量候、定て連々修学之功をつまれば候やうに、朝暮祈念無他候、又此一首は、祝着のあまり一筆書付進之候、外者なきやうされ候へく候、としをつみてあつめん窓の雪とみよなれぬみ山は袖さむくとも

(青蓮寺) 氏昭

来正月新発意衣裳ノ類以下調進、其次ナリ、

八日、大盤若供養、社頭式如例歎、予依脚氣不參、今日ハ不及御代官之

沙汰、(安養寺)土佐大夫昭広、(龍木)重葉、木之助昭長、(青蓮寺)卡下、大膳亮則氏、(青蓮寺)卡下、歌在之、兼而出題、心経・松雪・歳暮、無御出仕之間、於御経所中門ノ廊披講之由申、如例連歌面計アル歎、自祠官今朝御使アリ、荷内(宗)先年、御発句事可有御案ナレトモ、重服之間不可然、仍予ニ発句可思案之旨被仰、心得申由御返事、病氣ニ雖亡却、御意之間誠任筆テ、

雪になを松はおされぬこすゑ哉

十三日、予良葉加減独活寄生湯、(宗善)包十五日長生院給、

十五日、仏名、神宮寺ノ式如例歎、脚氣大事ナル間、予出仕ナラス、御代官土佐大夫昭広、(東)重葉、昭長、(布衣)則氏、(布衣)事畢テ各帰、安養寺ノ私宅迄、前行神人二人火トモシ被召具由申、

廿日、(辛)自長生院給、(予)予良葉亦七分給、(包)加減独活寄生湯、(包)十五

此後ハ、秘伝虎骨湯来月正月二月ニ至テ数ケ日給之、其後又羌活湯、彼是七十日之余良葉給、芳恩不能申、

一去年ノ歳暮ニ思之、予幼少ヨリ以外ノ病者ナルアイタ、誠イツノ夕へ歎ト身命ヲタルマル心ヤスム時ナシ、雖然不思議ニ当年歳暮マテナカラヘ侍ル事ヨト思ツ、ケテ、一首筆ニ任セ侍リシカ、又歳暮無程、其一筆覚へ侍リ、

入あひのかねまつほととおもふ身のことしもかくて暮にける哉

当年ハ、はや予四十九才ニ罷成、以外ノ病者ナル間、生甲斐ハナケレト、又此歳暮ニ逢タル事ヨト存、心ニクルシ、併神慮ノイタリ也、同ハ甲斐ノト出仕ヲモイタサハ、面目タルヘケレトモ、非心事之被示上者不及力、

おもはずよかみななからもとしなみの五十まで我か身たよはんとは人間のならひ、あすをはたのまねとも、いま聊の日数とて、既五十才までなからふへき哉とふしきなり、

此間紙数六七枚之程白紙、其奥ニ、

長享三年己未六月日

改元延徳元年己未

神事御代官時記付私事少々

御出仕之時、諸色存役無所紛、自然御指合ノ刻ハ、先例ヲモミウシナイ、当役ヲモ令闕如事、非無上古モ、況於末世哉、肝要ハ旧記ノムネニ任テ御成敗、定而可相叶神慮事也、

青蓮寺

前安房守四十九才

氏昭(花押)

延徳二年庚戌

別数々年脚氣殊再発也、

自去年脚氣ヲ違例、長生院良葉種々給之、依之如形本覆分也、当年四月

四日御供ヨリ出任御代官、氏昭勤代云々(マ)記録、(但依違例如形後々ニ日付了、依之定而前後不覺之事モヤアルヤラン、是

又不私曲、毎々依脚不及悉記、雖然後々思出二任セテ如形少々略記、不委、

前安房守氏昭(花押)

延徳二年庚戌略記

正月大

一日、甲看経如例、(今日)トハ予依違例不出仕、御代官安養寺土佐大夫昭

広・(兼心)本助昭長・(兼國)兵部丞則久・大膳亮則氏參籠、(青蓮寺)館殿、御供式如例歟、自神

館殿則氏状在之、則返事遣了、參籠衆祝言ニ百韻興行アリシ、然者発句

所望之由也、(意)違例ニ亡却ト云、堅斟酌ナリトイヘトモ、年始被申事之

間、則任筆了、

今朝よりの霞の松や手向くさ

此発句ニテ百韻興行之由也、千喜万祝、大慶々々、当年は早々興行之間、此道繁昌あるへき由、以書状返事、誠以祝着々々、

方々礼ニ被来、人数如近年、

二日、乙看経如例、

三日、丙看経如恒、

四日、丁看経如例、早且則氏自神館殿(衍)ヨリ出、佳例之歌、御宿西殿ニ

テ有之、扇等祝如例云々、礼ニ来衆如例、植木木工助昭長十足持来、紙

扇、菊園兵部丞省則久二十足持来、紙扇、築嶋船問丸代官助二郎二十

足、毎年紙扇、津守寺田之定使五郎ちやく十足持来、紙扇給之、其外数

人礼如近年、大膳亮則氏予代官七方々江遣了、極代如佳例、東僧坊春知

房等十足宛持来、則礼申之、方々不及注、

七日、庚看経如例、今日節分也、

御供之式如例歟、

今夜神館殿ニ參籠之衆、被申トコシ也、祝言発句一可給由被申、斟酌ト

イヘトモ申遣了、

あすそ春たつ七草の若葉哉

此発句ニテ於神館殿百韻興行之由也、

一後聞、今日(定利義政)東山殿御所御他界云々、

義政之御事也、去年三月廿六日ニハ、近江マアリニテ義政ノ御子(定利義政)義尚御

他界、ウチツ、キ如此御事、言語道断之次第也、

九日、依雨弓習礼延引、

十日、弓習礼在之歟、御代官昭広被參、一臈分ハ無出任、御前役ハ無之

歟、其外之儀者如先々歟、

十一日、殿中ノ御風呂、自是(兼牛園明)燒之、(自今日退龍院、殿御違例也)

十三日、丙看経如例、神事式如恒歟、

偏子一方ハ殿中ニテ経営、一方住江殿預源兵衛尉言経営、仍先日大膳亮

を以千足助成分遣了、

御代官土佐大夫昭広、今日御座御膳分膳事不審、先規も公方ノ中間五方

ハ、御代官ノ被官半分宛取之、但習礼ノ膳ト破子トヲハ、当座ノ儀タルニヨリテ、御代官ノ中間一同ニ取之由、仲久ノ時モ、慈父清氏御代官ノ時モ、此分ノ由旧記有之、此旨返事、依之習礼ト破子トヲハ、御代官ノ被官一同ニ取之由ナリ、其外ハ饗膳水引ノ代ニ、イツレモ半分宛取之也、

今日出仕人、北権官ノ座御代官昭広、一臈ノ座昭長、二臈座則久、三臈ノ座則氏、其外式如毎年云々、神人南北両方ニ祗候云々、弓大惟久御代官ヘ弓矢進之由ナリ、射手ノ矢取ハ上ノ御中間取之云々、

十五日、殿中御節供、小榼一・昆布一卷・カエ御盃二・薄松敷少、権官ノ御節供也、吉井分元ハ、吉井ヨリ人夫ノホリテ、白米・酒直等持参、是ノ節供ヲモ沙汰、当代ハ尚無之、雖然祝言計ニ進之、

退龍院殿御違例、朝暮祈念此事也、定而苦カルマシキ由、医師達被申由之間、諸人安堵、医師ハ堺宮内卿結融、種々良薬被出云々、名医也云々、

一 神宮寺修正并津守寺修正、御代官出仕ノ時モ、楽所乱声在之、御代官ノ時乱声無之ノ由樂所掠申之、言語道断曲事也、披旧記、慈父清氏御代官ノ時モ乱声在之、神事悉乱声在之、安養寺ノ旧記ニモ、乱声在之由、昭広被申、所詮堅可被申付由申、仍尚住ハ可吹由申云々、

二月小

一日、甲、看経如例、予依脚氣不出仕、瑠璃寺修二月式如例歟、御代官土佐大夫昭広、本助昭長・兵部丞則久・大膳亮則氏出仕畢、

一 乱声事如先規吹由也、

二日、乙、看経如例、

祈念祭、御代官昭広・昭長・則久・則氏参籠、北ノ神 館殿

今夜神館殿ヘ御落付ノ酒肴如例云々、政所役、每夜小榼・炭等政所沙汰

歟、油ハ油納所以切符納了、員数御参籠之時ノコトシ、今モ其分歟、南神館殿油モ可追取事也、但昭広被糸納如何、

六日、於御座ノ歌モ如佳例沙汰ノ由也、出題昭広歟、一御供権官御半分御代官ヘ進歟、毎度小祝持来也、

廿日、丙、看経如例、

定神事、御代官昭広、楽所乱声吹由ナリ、予依脚氣不出仕、出仕セネトモ、定ノ神事ニハ、一臈ノ膳取之、仍今日モ是ノ下人一臈膳取之、

廿六日、丙、看経如例、今日入彼岸、

社頭八講如例歟、八講ニハ御代官無之、仍而歌無之、御代官ノ時モ歌在之時アリ、可依仰事也、

三月大

一日、辛、看経如例、

三日、乙、看経如例、築嶋問代助首カモトヨリノ節供、小榼一・草ノ餅・魚等進之、

予猶依脚氣不出仕、御供御代官昭広被参歟、鶏合ニ鶏借用シテ出了、

八日、甲、看経如例、

大乘会神事、御代官昭広、会式社僧所司持参之處、兎角被申由ナリ、以奉行堅被申つる、如先例会式所司持参云々、曲事ナリ、

今日八日、茨木江菊蘭兵部丞則久、御代官ニ被行、是ハ去四日細川殿

政元自京都御門出アリテ、五日ニ山崎マテ御下向、津国イハラ木江御付ノ由ナリ、其御礼也、今度御下向ハ、当社御参詣タメト云々、天王寺ニ

モ御厩以下新造云々、御宿ハ瑞雲、於茨木シハラク狩・犬追物・猿楽等

ニテ、御遊山ノ風聞ナリ、

十六日、丙、看経如例、

少納言公昭成自山下向、大慶、去年十一月一日於山上得度、十一月六日



ヨリ当年二月十九日マテ百余ケ日入堂、殊当年大寒也、寒中大雪ニ息災  
ニシテ、入堂無為無事ニ結願、為冥加ト云、旁以大慶々々、入堂結願ア  
ケハ、則下向アルヘキ分、兼而申合トイヘトモ、去十二日・十三日礼拝  
講拜見ノタメ被留了、

同十七日、方々江御礼ニ昭成参了、目出由各被仰、

一三月二日、佳例御社参之次供養、次所花会供養、法衣一藤經宮、仍毎年東僧坊  
沙汰、当年者御差合タル間、不及其沙汰、

四月大

一日、癸、看経如例、今日予出殿、

晚景西殿御宿、西向殿退龍院殿、御庭仍中大方御尼方々江参、久々違例シ

テ今日出仕、御悦被比無是非、今日ハ日頃ナレトモ、明日細川殿当社江

御参詣ノ由ナリ、仍御太儀ノ間、如形出殿アルヘキ心中ナリ、

先浦へ御出、塩ヲイタ、キ給候、其後参詣、其後神宮寺へ御参、於爰御

対面、

二日、甲、看経如例、

細川殿御参詣、細川殿、馬、御供衆、十騎計其外御走衆大勢警固畢、神

馬・御太刀奉納云々、祠官於神宮寺内陣ニ敷置、西、カウライ於内陣御

対面、上原豊前・同子息神六等御供衆ハ、皆礼堂故縁ニ祇候、遊初軒縁

藏主等へ引物アリ、縁藏主ハ今朝為礼御宿西殿・退龍院殿西向へ被出由ナ

リ、来テ礼ト云々、大慶々々、悉皆取合ナリ、細川殿江御太刀・折紙千匹

被進之、其後又浦江御出、網ヲ置ヲ御覧、兼而用意云々、小船ニノリ

給、御一献無之、御茶之湯ヲ神宮寺ニ用意サセラル計ナリ、神宮寺ヲハ

早々御立ノ間、浦へ小船ニテ御茶ヲ進由ナリ、若社僧両三人御茶奉行ナ

リ、御一献モ可申入由、兼而内々伺申処、夕、不可然旨被申、先例モ又

御参詣ノ時、御一献ノ沙汰無之上者、御一献ナキ事、後々ノ例ト云、尤

大慶ノ事ナリ、浦ノ景面白シトテ、御機嫌目出由申、大慶々々、則大王  
寺へ御帰、

三日、細川殿堺北庄へ御出、自地下申分由、御宿ハ一敏カ許云々、巨細

不知、

一長塩又四郎を以、御馬・御太刀を給、社家ノ大慶、面目千万、目

出々々、當座皆申次ケテ、

四日、天王寺へ大膳亮則氏為御礼御代官ニ被遣了、御屋形并縁藏主・長

塩又四郎・上原豊前・同神六方々へ礼ニ出由ナリ、則氏乘馬、供衆等原

以下、大口・直垂ヲモタセテ、於天王寺着了了、方々江屈無事、大

慶々々、

今度違例以後、今日初而出仕了、大慶、予御大官、

四月四日ノ御供、予出仕、神人案内ノ刻、着装束、衣冠、則出、供衆天

王寺則氏ニ相副之間、出仕ノ供計外無人數ナリ、舞台ノ南ヨリ舞台ノ東

ノ縁ヲ経テ、例ノ所ニ立、神官東ニ立、所司祝門下ニ立、御供昇立後、

神官前へ行、予南ノ幣殿ニ着、權官祝言正禰宜、明賢御供了而閉御戸、

案内時立座、五所ニ参、御供如例、惣官座莚上同座、惣官座ハ莚ノ

ニ予祇候、祝言權禰宜、御供了而一献、其後立座、次ニ巡礼、至神宮寺

如例、殿廻ノ間、神官・神子如例殿々ノ脇ニ祇候、一神殿後ヨリ南ノ門

ヲ出テ、東縁舞台ヨリ東へ下向、

一御供權官御分半分御代官御分、小祝持来、チマキ・薄餅等持来、家中祝

之、

九日、卯、看経如例、

神事刻自奉行閉御、自神官殿案内、予御代官、東帶大膳亮則氏布衣同道シ

テ出仕、供登原友繁神官殿ニ参、奉行着到入被参、昭広・昭長・則

久・則氏各出仕、予依御代官、神館殿東ノ遺戸ヨリ出テ沓ヲハク、御前

神人兩人参、下客殿ノ東、例ノ所ニ立、手水・冠ノ木綿、御代官江大海

社司忠行進之、氏人木綿面々雑色進之、其後南ノ門ノ前ニ立、氏人左右立、神官一切経会殿上西ニ立、所司祝門下、御供昇立後案内、神官前へ行、御前、惣官座庭上円座、権官座庭、是ニテ氏人繩庭、御供祝言正禰宜、御供備進之後、神宝等奉取出、左右中門廊奉置、権少祝閉御戸、御代官ノ前ニヲイテ蹲踞ノ時立座、第二三四御供備進シテ、三四ノ御殿ノ交ヲ経テ参五所、御供備進、祝言權禰宜申之、此間ニ案所北中門参集、参御前時発乱声、予御代官北脇ニ座、用床子、氏人御前候、床子、神官南ノ御脇ニ候、奉寄神輿一基・神馬、正禰宜参テ再拜申、神人警蹕、行列御路、出北中門、自西門至猪鼻東へ行、入一切経会中門、経舞台自南門奉入御前、入南門之時木綿取之、奉寄神輿・神馬、申再拜、案所正案、神宝等奉納、次各着座、予御代官南ノ幣殿ニ着座、氏人南中門廊、舞三番了納曾利ノ以後東遊後、南ノ門ヲ出テ舞台ノ東ヨリ退散、御前神人四人私宅マテ召具云々、舞（初）以後国司饗ノ儀式ハ、近代無之、一御供御飯・チマキ・魚・貝等種々、権官御半分歟、御代官私宅江神人持来、元ハ麻田大夫ト神人等相对テ持来ノ由神人申、心得て返答、十日、辰看経如例、（節）違例以後昨日日出仕目出由也申、三川律御慶恵舍弟慶祐奉持来種々肴、一献了、大膳亮則氏ニ御馬殿中ヨリ給、鴨河原毛ヨキ馬也、是ハ今度畠山殿ヨリ、天王寺細川殿へ、御礼ニ御出ノ時、被参馬也云々、其馬ヲ自細川殿社家江三日ノ日被進馬也、出所さる馬ノ由ナル間、則氏ニ給由被仰、誠以面目ト申、旁以大慶、則是ニ立置了、十六日、看経如例、今日社僧方一僧中へ時献之、飯後冷麵、酒洛々、是ハ今度少納言昭成得度以後祝言之酒肴之心也、自僧中百足持来、其外東僧坊十足、荣弘十足、塔坊十足持来、千秋万歳、大慶祝入由各之申、満足々々、

去三月廿六日案内被申  
今日社頭社方荒垣脇門二字立柱、此間於田代屋作之、箕面十穀以勸進物造立、二ノ脇門惣大工ト権大工ト一人宛札進之、十穀二ノ門ニ二百足被怒分歟、大工毎日五六人宛作之云々、番匠一人別毎日九文宛取之歟、自此方無下行、廿六日ニ西方分ハ大概立了、十穀西殿（御）へ被召、御对面云々、褒美心ナリ、合ノ小袖給由ナリ、馳而又北方ヲモ可造立由也申、大慶々々、十六日立柱ノ時、於神館殿十穀瓶子持参、酒一献在之、伊豆守昭忠・正禰宜明賢奉行也、仍在座、廿一日、宛少納言昭成、西僧坊職并学頭職補任之御下知被成、参宮之門出、殊更祝着、大慶々々、書上名ノリハ忠躬ト知綱兩人ナリ、則御礼御用意、廿三日、看経如例、今日則氏・昭成・宗可参宮、東僧坊律恵ノ講也、昭広以下人数十余人歟、堀殿長老・西ノ御坊、其外数十人御同道云々、大膳亮則氏先日給鴨河原毛ノ馬ニノル、今日ハ時分ニ送ノ馬御帰、大慶々々、廿二日御楯ノ方々、角楯（御）一荷・麵一盆・和布、退龍院殿へ、同斗楯一荷・麵・兩種、西殿（御）へ、同女中様へ、楯一荷・兩種、大方殿へ、（慈水）御座、小楯一荷・兩種、西向殿へ、一荷・兩種、奉行知綱方へ、則氏出、十足持行、礼ノ心ナリ、廿四日、若宮殿ノ瑞籬旧様ノ間、知賢沙汰而かへ、古板ノキレ共、是へ送之、取置了、當時ノ式、イツ造宮ナルヘシトモ不覚、十穀于勸進物を以、及大破所被修造、先以大慶也、如何ニモシテ連々造宮ノ御沙汰、可為肝要、心事ニ是計祈念懸神、廿九日、仏中ノ宋干体地藏堂ノ北ノ道ヨリ一橋（一）ノ道、此両三年フタカル、門田ノ中ニ大道新道被付之、フルキ道ヲフタク事不可然、此両三年



間、權官御分ハ可被出敷否ニ評定在之敷、庫之旧記ヲ被披可被定被老若<sup>(由カ)</sup>申之、

国量御代始正平九年<sup>(ママ)</sup>可百記云、五月廿六日、御田植敷、植女ハ、両官共ニ御指合之間不出、仍侍伝無之、絹単ハ絹七分、以料足七貫文下行ハアリ、又至徳三年御田植記ニハ、依無伝以奉行明藤庭々江絹ヲ被懸云々、所詮今度ハ、權官計ノ御植女可被出敷之由、面々被申、雖然正官御指合ノ時、權官計ノ植女出事、旧記不分明、如何、

以前評定之時、国量御記ニ、正平九年御両重服之間、植女五人不出、至徳三年御記ニモ、御両殿御指合之間、植女不出云々、但当年之事、<sup>(正長)</sup>權官未補任之間、權官御心計ハ可被出敷之由衆儀之処、<sup>(正長)</sup>心永九年如国御時、如厚<sup>(正長)</sup>權官未補任、但此事如国御記録不被載、猶不審之処、故<sup>(王)</sup>二佐前司有任ノ記、有庄明金被撰出云々、心永九年五月廿六日ニモ、正權御植女五人敷<sup>(ママ)</sup>ニ不出トアリ、然者当年モ不可被出云々、仍先日<sup>(權官)</sup>御分<sup>(御分)</sup>裳二具京都へ雖被仰上、不可及之間、以神人被留畢、田殿五間之御棧敷ハ代々佳例也、

元ハ御指合ノ時ハ、田殿五間御棧敷ヲウチテ御見物、代々佳例也云々、延徳二年不及其沙汰、步行ニテ御見物、清氏記録之内ニアリ、

一社僧方へ植女事被尋敷、<sup>(勉)</sup>心永二年六月御田植帳文出、此時者、權官依為<sup>(延徳)</sup>輕服正官御分計三人被出分ト見エタリト云々、

一今度予カ方へ御不審之間、慈父清氏記録書拔、以奉行權禰宜明宗人見參畢、社僧奉行成事<sup>(釋)</sup>旧礼<sup>(記)</sup>是<sup>(五)</sup>持參、見合ニモ同前也、然上者、今度者、正官御事御重服上者、任先例不及左右、權官御事ハ、既御補任之上者、可被出事勿論也、然者笠モ二台ノ分可被用意由申付、社僧奉行同心、依之笠絹五人分可被懸事、先規有撫之由申、

一当年惣官御分、依重服不出、權官御分ハ、既御補任之上者、植女二人被

出了、絹以代<sup>(物)</sup>他如先下行之由、奉行明宗申、旧例之上者、尤可然事敷、權官殿<sup>(三)</sup>国恒<sup>(四)</sup>、惣官殿則去年六月十二日御母儀御他界之間、御重服、仍植女不出、權官分計二人出、

一輕服之時も、心永二年權官分不被出云々、可心得事也、十八日、<sup>(庚)</sup>看經如例、

一晚景神事奉行權禰宜明宗当神事定文是へ持来、伺申処、御代官之上者、予ニ可有加判之由被申、仍予加判、

二通之内通関カキ

御田代雜事

御重服之時、惣官殿御名一向不書、<sup>(記)</sup>旧礼雖ナル由也、<sup>(記)</sup>御雖不審也、神事奉行上之旧記之由申間、兎も角モノ由申、加判事任御意、是も御代官之字、先規在所見、如何、

右、依例所定如件、

延徳二年五月日

權神主津守朝臣

御代官安房前司津守朝臣

定是一通ニハ毎年御袖判之由也申間、引サケテ予加判、

御田植神事植女長宛事

(花押)

十九日、見參之猿樂東向於鞠庭在之云々、先々御指合之時ハ、於御宿見參在之、今ハ於本亭沙汰云々、御宿西殿、七□ニヨル敷、是ニ可然事敷、廿日、<sup>(壬)</sup>看經如例、御田植神事、

申刻案内申、則着裝束、依予御代官衣冠、則氏<sup>(布)</sup>衣、同道シテ出、供雜色中間共・笠原友繁、先參神館殿、權官御分植女二人南庭ニアリ、<sup>(行)</sup>自自妻戸見參、御前神人并御倍膳侍二人<sup>(符)</sup>符表、如先々庭上ニ相待、神館殿東ノ遣戸ヨリ出、ツユキニヲイテ查ヲハク、予カ雜色役之、池ノ乾ニヲイテ如例手水、<sup>(天)</sup>天海社司忠行役之、同昭広・則長・則氏マテ手水如例、予カ冠ノ木綿、忠行役之、又舞台ノ北ニ立、神官一切經会殿之西、氏人如例左

右、所司祝門下、御供櫃昇立後、神官前行、予南ノ幣殿、兼而高麗殿、先東向、御供備進後、神官退出時、西へ向、氏人庭之床子、御供畢而後、氏人南ノ中門ノ廊ニ着座、倍膳<sup>倍膳</sup>兩人ノ侍<sup>侍</sup>布衣、御代官供奉也、是ハ御供後、幣殿ノアイ落板ニ兩人祇候、用床子、植女共御前軒ニ着座、尻卷僧中風流・田楽・猿楽以下、御前ノ次第如先々、事畢テ立座、各退出、御代庭へ參、路次御前神人共數輩予カ前へ行、同倍膳ノ侍二人帶劍予カ跡奉行、幣殿着座ノ後、僧中奉行田楽以下役付持參、御田代座ニ着、予御代官北座権官座、南座昭広・則氏・則久、両方末座如毎年、客以下着座、酒肴如近年、尻卷僧中風流、同田楽・猿楽以下、諸色存役如先規無相違、事畢而予後棧敷ノ簾中御入、氏人一藎・二藎・三藎、軒ノ戸ヨリ退出後、棧敷へ被參、進盃ニ献、鬮閣伊豆守昭忠經宮、客并伝ノ侍<sup>侍</sup>布衣、宮仕ニ献、畢モ立庭、御前ノ神人參、直ニ殿中へ參、可有逗留之間、自殿中御門御前神人カヘシテ、西殿・西向殿・大方殿之神事被為之御礼申、御大慶之由御返事、昭広・則久・則氏同道、今日大神事也、御代官無為無事勤仕、大慶此事也、帰私宅了、

一留主ハ今日御供権官御半分分、神人持来由申、則家中ニ在共祝テ一献云々、

一当年御指合也、又退龍院殿御違例之間、後朝事不及其沙汰、

廿八日、<sup>辰</sup>看經如例、

今日依吉日歟、退龍院殿為御祈禱、社頭一万度、家子侍并社僧方若衆少々・祝方少々被召加了、田所周防守許朝飯、自殿中下行云々、同昼ハ冷麵・酒肴在之、家子方并老若共ハ代官ヲ出ス、若衆ハ堅ク社參、

昨日本社荒垣、北ノ門ヨリ西社頭乾ノ分出來了、一万度ノ諸人見之、近比見事なり、大慶々々、

一侍者御前北ノ鳥居、今日造立了、同荒垣ノはしらマツ六七本立了、連々以勸進物、残ノ荒垣共可奉造立祈念之由、箕面ノ十穀物侍者ノ御前御鳥

居立祝言心中、於神館殿一献在之、<sup>十穀被召</sup>退龍院殿<sup>寄分殿</sup>為御祈禱神馬被進由也、正禰宜太明賢後分ナリ、ヒサツキノ代百足殿重之由明賢物語、近日為御祈禱二三疋被進歟、毎度自殿中被進時者正禰宜後分ナリ、

六月大

一日、<sup>壬</sup>看經如例、

<sup>津守國則</sup>退龍院殿為御祈禱、自撰津守殿御太刀一腰<sup>袴友成</sup>、重宝也とも神殿ニ可有奉納分ナリ、但神殿ハ財難如何之間、夕、荒垣勸進物ニ可有奉加由ニテ、十穀ノ方へ被出云々、種々御祈禱、大慶々々、  
前夜試案不出仕、予御代官、

六月晦日、荒和御被、早旦御供、神人来テ案内申、則出、<sup>布衣</sup>平禰、舞台東ノ縁ヲ經テ例所ニ立、御供昇立テ後案内、神官前行、庭上座兼而敷、着座、御供備進、祝言之後神宝等奉取出、二三四ノ御供備進、了テ五所御料備進、畢テ南門ヨリ退出、

一御直会、権官半分分御代官分也、私宅へ神人持參、御飯・魚等、則家中之輩祝之如去年、当神事奉行鬮閣伊豆守昭忠、未刻自神館殿使者ヲ以出仕之案内被申、則出、束帶、於神館殿諸色ノ着至奉行予カ前持来、々々入見參見渡了、於例処御代官召ノ馬入見參、御前神人二人參神館殿、タツミノ角ノ遣戸ヨリ出、クツヌキニヨイテ沓ヲハク、下客殿ノ前ノ庭フセツ・机等兼而置之、神官等下客殿ノ東、床子、面々前之盃酒入之、イヒキ、祝言正禰宜役之、<sup>書</sup>賦官、四取テ二ツ、ニ割テ返給、酒一献之ヤク権少祝、大海社司之ヤク、権少祝不役之、大海社司ニ神人不審ノ処、雅樂助忠行答申之、ヤクハ神人去年モ勤仕之由申、然上者、神人德千世祝大海社司ノ之ヤクニ參、則起庭、<sup>庭</sup>下客殿ノ東例ノ所ニヨイテ手水、冠ノ白綿進之、大海社司役之、次參御前、御殿ノ北ノ脇ニ候、用床子、神官

南ノ脇參候、床子、神輿一基・神馬奉寄、禰宜參テ申再拜御手、出御、  
奏慶雲樂、出中門自北門西へ行、自猿鼻南へ折テ經曾利橋、出浜於鳥居  
丑寅辺、用床子、本田桑打太鼓、其後於鳥居西辺乘馬、行烈次第如每  
年、宿院鳥居ノ前ニテ各下馬、予ハ依為御代官、鳥居ノ内ニシテ下馬、  
頓宮ノ北ノ脇候、用床子、同南脇神官等參候、神樂・神馬奉寄、參禰宜  
申再拜後、神輿・神宝等奉取直、權少祝役之後、神人案内申時、予床子  
ヲ立テ仮屋へ行、上テ倍膳上幕、着座、賦菅、四取テ二ツ、ニ割テ則返  
給、未座勘所司・神宝所分左右着座、未ノ陪膳御前ニアリ、進御盃、摺  
粉松母湯進之、奉幣之前後酒四五献在之、神人仮屋ノ東ノ外へ參テ申案  
内、奉幣案内也、則出、幕上カミノ陪膳役、御前ヨリ仮屋へ行時も、亦  
御前へ參時も、御前ノ神人二人召具テ、又頓宮ノ北ノ脇ニ用床子、御前  
之荒薦ノ上ニアリ、先一拜、神官四人末ヨリ次第ニ御幣ヲ取次テ予ニ授  
之、取幣拜四度後返給權禰宜時、正禰宜明賢手ヨリ宣命進之、予取之、  
二ニ折テ一拜、其後念誦ヨミアケテ後、奏テ禰宜ニ返給、又一拜シテ仮  
屋ニ帰着、御前ノ神人召具、此間ニ諸色ノ存則事畢歟、又神人仮屋へ參  
テ、レシトウノ案内申、則出、先神官、次御代官、則還御之刻之由申、  
直ニ御前へ參、又北ノ脇ニ用床子、神宝等奉取出、神輿・神馬ヲ奉寄、  
禰宜參テ申再拜、還御、自鳥居内乘出し、次第如例、本宮ノ平橋ノ前ニ  
シテ下馬、於作所御被、於例所用床子、御被畢テ各自西門入了、經ニ第  
三四ノ御殿ノ交、自南門入御、神輿・神馬奉寄、參禰宜申再拜、神宝奉  
納、次東遊馬長本田桑小遊也、此後旧礼上客殿帰饗酒着等儀式、當時無  
之、自御前直歸私宅、改装束、布衣火贊ノ神事ニ參、御供并酒着ノ体、  
去年ノ記書ニ委注間、不能候<sup>一</sup>、入夜直垂御実御礼參、  
一御代官ノ時御坊ニ被出料物事、近代ハ百足給之、雖然当年・去年ハ、御  
指合ト云、退龍院殿御違例家中言、旁以御取乱之条、是非ニ不及申、向  
後御無沙汰之時ハ、可申驚事也、供衆等大略如去年、

今日惣官殿撰津守殿国則、去年六月十二日御母儀一廻御除服ノ儀式、兼  
而申之而塩付法眼參歟、七月四日殿中へ御移徙、仍而各參祝言申、一献  
在之、

七日、看經如例、惣官殿御出仕、御供并虫撰、小神事ノ式如例、浄土寺  
ノ御歌等無之、

九日、今度御移徙ノ祝言トシテ、家子殿原出錢十疋宛、於殿中一献在  
之、退龍院殿御違例、更無職、上下迷惑此事也、

十四日、太梅庵ノ施餓鬼如毎年イク、宗佳沙汰之、

十五日、看經如例、辰刻御供、惣官殿御出仕、屋五蘭盆会如毎年、予も  
出仕了、

廿二日、女誕生、無為之条、祝着、

八月一日、憑ノ礼、各如例、予・大膳亮則氏・西僧坊昭成各壇紙一束・  
扇子一本宛進之、惣官殿・御方・退龍院殿三所へ三人ノ方よりハ数九、

四日、退龍院殿御違例以外由云々、但又無為之由ヲ申、

六日、退龍院殿御他界、言語同断之次第也、則慈恩寺へ移申、

十一日、御さうれい、自慈恩寺沙汰、諸役人等被定、御輿之後田所周防  
守忠興、前家司以下九郎是信、御イハイ御喝食御料人、御腹西向殿ト云

差ノツナ植木柵之助昭長、其外仮役之人数人、慈恩寺ノ喝食家珠等堅く  
飯役也、宗昌本役、前大浜口ノ六郎衛門女中モ堅く輿等斟酌、尤可然体

也、退龍院殿御遺言ニハ、我何時モ事サタマラハ、山城ノ薪へ可上由、  
暮々被仰トイヘトモ、薪ニモ王失事在、モシ非例如何之間此分也、

一私言、退龍院殿御出家事、社官タル上ハ、縦雖有先例太不可然由、再三  
各申其事ナレ共、終無御承引、去々年歟出家、於于今取雖不及是非、口

惜々々、只是神慮相違なくとト諸人申、於後代御出家事、左移可被停止  
事也、御さうれいニ則氏・昭成被出、予ハ不能出、愁淚難押、殊更予ヲ

不便トセサセ給候事共存出、言語同断之次第共也、  
自野諸人帰るヲ聞テ誠筆任テ  
いくほともあらし我か身ようたてなとけふの煙にたちおくれけん

氏昭

予同年ニマイル上、以外ノ病者也、不思議ニ今日迄もなからへ、彼御跡  
ニノコル事非本意、いまニはしめすと一へとも、世上習口惜々々、  
翌日十二日ハ、初七日とて、人々名号の歌なとよみけるつゝて、さらハ  
句のかみ毎ニおなし文字をとき人よめかすと、人のいひけるを、つゝけ  
てみんとする、殊ニならず、旁にくけてかたはらいたく、さハなをまさ  
り待れとも、但言綺語のたわふれも、讚仏乘のえんといふなれハ、ひと  
へに人のあさけりをもかゑり見す、たゝ心さしのほとをいさゝかまけて  
待るはかりなり、

南みたこそなかれもやまねなき人のなこりいゝたすなかゝし夜に  
無くらおいてむもるゝやとはむつまじきむかしの露にむしもなくなり  
阿はれあるあさちのはらのあきかせにあな君恋しあちきなの世や  
弥るからにみえぬ玉をみかくかな身はかりの世の道芝の露  
陀ちかへるためしなれば玉ほこのたよりをさへもたのまぬそうき  
仏たゝひとふれぬすかたを古里のふけゆく月にふしをかみつゝ  
一又ある人のかたより、名号のうたをくれけるを、そのかへしとはなけれ  
と、ことはのたよりにつきて、一首つゝいひつらね侍りぬ  
なにとまたおもひ分たる方もなし夢かうつゝかあはれ世の中  
なに事をうつゝと見てのうつゝとも夢ともわかぬ世とはいふらん  
むら草の葉すゑの露の玉さかもきゑてかへらぬ別かなしも  
むかしにもまたならなくにきゑし野のあとはむら草露そとまるゝ  
秋山や時雨過行跡の暮これもなけきの色やそふらん  
あさからぬなけきの色をなをそめてふるはなみたの時くれなりけり

みつかきに五十年の秋は暮ぬとも久しき世々のちきりたかふな  
身もあかれはいそのあた波に船なかしつゝよらんかたなき  
たちそふもなき面影のしるしにやかつなくさまで恋しかるらん

たか身かはかつなくさまん衣の夏今年の秋のつらきおもひに  
古き跡のためしもこれしたちかふる墨の衣のかゝりける世は  
ふる涙なとくれなるそ墨にこそそめまほしくもおもふそてなれ  
つたへこし道の手向に玉津嶋すみよしの神さそまもるらん

つたふらん神の道又法の道かたゝ君のたのもしき哉

廿日、定神事延引云々、是何事ソヤ、定神事延引ノ事、太不可然、雖不  
定損亡等毎年今日行之、経営方随意歟、無勿体由各申、

廿五日、天神ノ連歌在之、今日大風大雨以外也、社頭其外所々ノ大木吹  
折、自堺浦ツナキ置船共、当所筑嶋辺江数艘寄由申、イツレモ侘事申  
条、以少一献之由出也、

一御使藤四郎直綱を以承、浄土寺山松木共コロソ云々、案内遅々、無謂由  
被仰、則寺へ不審、浄土寺長老高歳ノ御方ヨリ、以折紙予方へ承、当寺  
山木風ニ吹折事ニ付テ預御尋、先年も数十本コロソトイへ共、悉旁用ニ  
ツカイテ、更御尋之事無之、自然御用之木時者、及案内、風折之時者、  
已前も案内申事無之、今も殊更後堂ノ柱取替タキ所アルノアイタ、可使  
寺用条、任先例被打置祝着之由承つる、則其折紙ヲ以テ披露条、然者御  
答得之由也、御祝着之由長老より被仰、後年ニモ可得心事也、

同八月十八日、看経如例、早旦播州へ下向、菊園兵部丞則久同道、各乘  
馬、於西宮一献、入夜着兵庫、翌日魚住庄山崎衛門力宿ニ付、当年始而  
山崎衛門力宿政所ニ相定、

当年赤松殿赤松ト言在所ニ山ヲ引ナラシテ、犬馬場ニ用意云々、此人夫  
所々不入之地ヲ不言被相懸云々、仍社領太儀ナリ、当時郡代別所大蔵少

輔殿、此人以外ノ人也、小郡代稲屋兵庫助・佐々四郎右衛門、是亦不恐  
神領人体也、菊園大官武藤新五郎・關閣代官野村三郎左衛門、去八月ヨ  
リ被下向、色々会小四分ニ付テ雖令侘事、別所方イキトヨリ深ニヨリテ  
既事破、閏八月一日ノ比西庄へ被発向、政所屋井ノ本ノ衛門カ家を放  
火、代官武藤追上、言語同断之次第也、依之俄ニ菊園・予・關閣已下數  
輩下向云々、

一 閏八月廿四日夕、魚住莊ノ宿へ七夕祝米、不<sup>(郎カ)</sup>者去廿二日早旦權官殿  
<sup>(國)</sup>御他略之由申、御発了共々不相叶云々、言語同断之次第也、退龍院  
殿五句さへ不満処、如此次第、口惜々々、人間ノ習不及力歟、

一 九月九日、御節供ノ御供、播州留主之間、兼而ヨリ申、案養寺土佐大夫  
昭広御代官被參云々、

同十三日、相撲会神事、今朝予ハ上ルトイヘトモ、慈父清氏正命日タル  
間、毎年今日ハ不出仕、仍而土佐大夫昭広御代官、播州と事兼ト云、当  
年不熟ト云、番頭共少々ハ上、経営方如形、先以神事ハ無為勤仕之分  
也、具不及注、

一 九月十六日、退龍院殿百ヶ日相当、仍於慈恩寺仏事在之、予も參、仏殿  
ニ參詣、御影を拝したてまつるニ、御面影難忘、帰路恋慕の歎、涙袖を  
しほる、この一首を  
とし月をおもふもかなし日数さへおふは十つとをさかりゆく

氏昭

九月晦日、玉手嶋御祓神事、予御代官、神事之儀式御代官、去年今日ニ  
同篇、具此面々合記録之間、<sup>(二念)</sup>当年者不能委細、御供小祝兩人持来、自御  
前私宅マテ御前ノ神人四人召供退出云々、

一 九月廿一日、太梅庵ノ宗佳上洛、青木方内々上洛之次也、十月一日、於  
通玄寺座ニ成由、後ニ申下了、<sup>(奥)</sup>宜加之給、大慶々々、

一 十月五日、<sup>(津守國)</sup>祠官御上洛、同十五日下向、是等之次第後後問、前後不問  
也、

一 十月二日、西僧坊昭成登山、天氣快然、大慶々々、

一 十月廿七日、御庭置社頭荒垣ノ古具足殿中へ被召テ、井垣等古具ハ昔も  
造宮所得分無之、雖然不申是非ヲ取直、奉行ハ昭興・惟繼也、是ハ古具  
之内三分一可給由被仰云々、雖然散々ノ分ヲ少分給之、兎も角も不為申  
給置云々、

十月小

廿八日、<sup>(津守國)</sup>丁看経如恒、自今日相嘗祭始ル、戌刻神館殿江參詣、御代官、

北ノ神館細合ニ候、<sup>(安養寺)</sup>同則氏參、土佐大夫昭広、則久ハ象庄へ下向、昭長

ハ退龍院殿依役者指合ナリ、三人神館殿ニ參、政所目代<sup>(權)</sup>、如例、  
落付ノ酒肴出納折參、<sup>(折)</sup>而獻了於御庭齋戸祓、予依御代官權官御庭ニ參  
候、<sup>(到)</sup>正禰宜明賢參、但庄々甘菜ノ送文未至来由申、仍不及加判、今夜ノ  
儀式、委去年ノ記録二任之、

今夜ハ<sup>(津)</sup>式布衣、明賢以次參籠申由被申、  
晦日、<sup>(成)</sup>看経如例、政所ヨリ出納榼一・炭一籠持參、今夜ハ鯉渡、如  
昨夜北權官殿御庭着、予前ニ大海社司忠行蹲踞、如去年定文ノ奥ニ加  
判、

<sup>(定文ノ奥ニ)</sup>延徳二年十月晦日  
神主津守朝臣

權神主津守朝臣

<sup>(先規記録ニ)</sup>字サケテアリ、当年忠行依無案内予書統間、例ヨリ引サケテ書之ヲ加判テ  
安房守津守朝臣 安房守津守朝臣(花押)

則下客殿ノ北カハ板ニ勘所司ヲス由忠行申、

十一月



一日、卯、看経如例、出納小楯一・炭一籠持参、又政所目代（註）、三川守

惟頼楯一・両種持参、礼心也、参籠明賢等祝之、今夜御供、戌刻（註）権少祝

御座ヲ申、是案内也、小文疊二帖下客殿ニ敷之、北権官座、是ニ予着

座、自御座前也、予依御代官束帯、大海社司忠行予力冠ノ木綿并木綿手

襦等役之、但是以前先手水如先例、天平心丸渡造合、畢テ立座、参御供

方、奉幣等之儀式如先例、神人二人凡松明、毎夜如此、

二日、辰、看経如例、出納楯一・炭一籠持参、

今夜御供儀式如例、今朝御酒開如例、

御供之後、御前之御神楽如例、人長和泉守房繼依違例、末子掃部房参

勤、事畢テ自御前神館殿歸畢、

三日、辛、看経如例、出納小楯一・炭一籠持参云々、今日於下御厨神子

以下東遊如例、今日ハ歌会在之、以其例歌衆少々如形沙汰云々、昭広（安養寺）

則氏・明賢以下、奏頭相嘗祭、予詠之、

冬なかは新のさかつきとりそへてさす榊葉も神やうくらん

入夜楽所出仕、則出御庭、御神楽如例、

四日、壬、看経如例、今朝御広煎、御庭ノ儀式如例、其後被廻、直ニ帰

私宅畢、

当神事之儀式等、去年ノ記録此面ニイ香注付了、仍当年之後ニ注之間不

委、

今朝於御厨御酒如例、但御酒下行不足之間、一藁古儀無之、御酌正禰宜

明賢、同予力孟正禰宜以下御前之役ニ参テ吞之、酌両献明賢心得御座へ

参、

油之事

油納所 御判

可被下行神館殿御差油事

合六合者、

自十月廿八日  
至同晦日

延徳二年十月日

油納所 御判

可被下行南神館殿御差油事

合一合者、

延徳二年十月日

自十月廿八日  
至同晦日

惟理

油納所 御判

可被下行神館殿御差油事

合九合者、

延徳二年十一月

自十一月二日  
至同三日

福阿

油納所 御判

可被下行南神館殿御差油事

合三合者、

延徳二年十一月日

自十一月二日  
至同三日

福阿

都合二十合、兵庫允行家ヨ納了、

十一日、己、看経如例、自吉井庄人夫上ル、年貢錢ノ内三貫文未少分例

ノ小儀ニ作リテ上、

十二日、庚、看経如例、雨下、会所ノ月次、

十三日、辛、早旦看経如例、雨晴ノ間、吉井庄下向、今朝御宿へ新造参

御暇申、依之昼立、乘馬、河原毛、供之衆三郎・守七・彦六・千世松、吉

井之入夫一人、童チノ入夫一人、今朝之、相共ニ二人荷ヲモクセ下向

了、下向ノ記録在別紙、同廿八日何苦い上ル、

十二月八日、今日ハ社頭大般若会ノ日也、雖然伶人共依指合之ヤウ明ニ

向事關了、依之延引、

今日大膳亮則氏撰州茨木へ為御使行了、五臨ハ油川殿去三日ニ茨木江下  
向之由ナリ、狩ノタメト云々、但題園何事ソヤ、右京大夫殿若年ノ間、  
聊爾ニ旧々御下国、万民ノタメモ不可然歟、下国ノ御礼也、立烏帽子・  
直垂等入夫ニ持セ了、神方ハ龜脱・巻数・大刀等也、九日ノひる帰る、  
縁蔵主ヨリ奏先ノ由申、

一淨土寺ニアル松ノ木ノ末、予行テ借用之、に□ハ津守寺ノ築地ノ簀ニ為  
合作也、乘伊返事十日ニ惣大工カ子共三人召寄令造、墨ヲウタセテ木ノ  
末ナル間、ホソク又節穴アリテ比興ノ由、雖然先如規可令造心事也、津  
守寺ハ築地築立タラハ、簀ヲハ寺家ハ可返由心事ニ里之上由知事ニ申、  
十三日大カ引ヲ召、兩人參テ二日ニヒキタテ了、

一十三日、因幡守進餅、佗事出仕之由ナリ、  
十五日、戌、看經如例、

仏居、案内戌刻出納來テ、申刻出、束帶、大膳亮則氏同道、(安養寺)  
夫昭広運參、初夜導師、(東傳坊)進爐大、次半夜導師三川律師慶惠、次進御  
飯、(社)倍膳所司榮教、(社)撤テ膳ノ後年水、(社)氏人皆□□如先例、次後夜導  
師下野阿闍梨慶佑、次行香、昭広・則氏東ノ氏人以下立如先規、事畢テ  
退散、火トモシノ神人二人、火ヲトモシ私宅マテ召具了、

十六日、癸、看經如例、(癸)敬等、天神ノ月次ノ頭予分也、  
来廿五日ハ節季之間、引越沙汰、酒肴等如例、  
発句 梅ひらけをたにめくまん冬野哉 氏昭  
十九日、丙寒風頻、看經如例、中臣敬等、  
今日節分、仍昭広・則久・則氏等神館殿ニ通夜、自是酒肴・炭等送テ、  
歌ノ短冊予ハ依寒風斟歌ヲハ予カ短冊詠進之、

二十日、丁今日立春、看經殊押懸水祓に心経、  
一昨夜年越、仍社頭參詣ノ輩不知数、今夜ハ儀ヲ題ニテ狂歌ヲ一首詠、曲

事く、

年とりに来るてふ人のあまたあれは我か身の老もそへてやらはや

又今日ハ立春タル間、当社法案ノ心ニ一首任筆了、この曉月ほのかにて  
晴、言語道断也、  
年のうちもかすみやすらんあり明の月のはつかに春は来にけり  
氏昭

一当年ノ寒風言語道断也、(少納言)昭成任山也、さそく山上大雪里遣了、依無力  
此冬ハ小袖等ヲモ不調、三年内ハ音信不通、口惜々々、夕、夕ノム所  
ハ、大師山王廿一社ノ御出われミ計也、(家)宜加アリテ息災ニタニアラハト  
祈念無他、就其一首ヲ看經ノ次口スサミテ、  
ねかわくは名たかき山のほとけたち神も我か子の冥加あらせてたまへ  
一來正月參籠御差油ノ切符事

油納所 御判  
可被下行南神館殿御差油事  
合七合者、(自十一月晦日)  
(至正月六日)

延徳二年十二月日 福阿  
兩神館殿ノ油、以三廿八合、廿八日隼人方アリ納之、  
晦日、早旦御煤払、予御代官ニ出仕、(東傳)舞台東ノ縁ヲ經テ、自南門入  
テ御前庭上庭南音敷者、(兼西)神官以下神殿ニ入テ煤ヲハク、次ニ神殿、三四  
各事畢テ、神宮寺ニ參、御後ヲ經テ自南門退參、定文ハ御經所加判在  
之、去年土佐大夫昭広加判沙汰云々、当年豊後氏眼氏舜無沙汰歟不參、  
依之延引、惣別旧礼ニハ今日御煤払ニハ、御代官ノ時不出仕、雖然去年  
既昭広出仕之間參勤云々、下向ノ時御前神人召具云々、(私宅)マテ

一入夜神館殿江參、則自今夜參籠、予御代官并昭広・則久・則氏等參ル、  
政所目代(当座)・出納參テ、与一惟神館殿ハ參テ□礼申、雜具者依老耄

拙者参由申、如御参籠之時、  
一退散云々、  
□□等木具、如佳例、二献各数盃、夜深ス与